

宮崎県環境影響評価条例施行規則新旧対照表（令和3年10月1日改正）

改正前

改正後

別表第1（第3条関係）

事業の種類	事業の要件
[略]	
5 条例別表5の 項に掲げる事業 の種類	[略]
	(6) [略]
	(7)・(8) [略]
[略]	

別表第1（第3条関係）

事業の種類	事業の要件
[略]	
5 条例別表5の 項に掲げる事業 の種類	[略]
	(6) [略]
	(7) <u>太陽電池発電所の設置の工事の事業（太陽電池発電所の用に供される一団の土地（以下「太陽電池発電所区域」という。）の面積が35ヘクタール以上であるものに限る。）</u>
	(8) <u>太陽電池発電所の変更の工事の事業（太陽電池発電所区域の面積が35ヘクタール以上増加するものに限る。）</u>
(9)・(10) [略]	
[略]	

別表第2（第34条関係）

事業の種類	事業の諸元	手続を経ることを要しない修正の要件
[略]		

別表第2（第34条関係）

事業の種類	事業の諸元	手続を経ることを要しない修正の要件
[略]		

12 [略]	
13 別表第1の 5の項の(7) 又は(8)に該 当する対象事 業	[略]
14～24 [略]	

別表第3 (第42条関係)

事業の種類	事業の諸元	手続を経ることを要しない変更の要件
[略]		
12 [略]		

12 [略]		
13 別表第1の 5の項の(7) 又は(8)に該 当する対象事 業	太陽電池発電所 区域の面積	新たに太陽電池発電所区 域となる部分の面積が修 正前の太陽電池発電所区 域の面積の10パーセント 未満であり、かつ、7ヘ クタール未満であること 。
14 別表第1の 5の項の(9) 又は(10)に該 当する対象事 業	[略]	
15～25 [略]		

別表第3 (第42条関係)

事業の種類	事業の諸元	手続を経ることを要しない変更の要件
[略]		
12 [略]		
13 別表第1 の5の項の(7)又は(8)	太陽電池発電所 区域の面積	新たに太陽電池発電所区 域となる部分の面積が変 更前の太陽電池発電所区

		に該当する対象事業		域の面積の10パーセント未満であり、かつ、7ヘクタール未満であること
13 別表第1の5の項の(7)又は(8)に該当する対象事業	[略]	14 別表第1の5の項の(9)又は(10)に該当する対象事業	[略]	
14～24 [略]		15～25 [略]		

別記様式第1号から別記様式第4号まで及び別記様式第8号から別記様式第15号までの規定中「㊟」を削る。

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、令和3年10月1日から施行する。ただし、別記様式第1号から別記様式第4号まで及び別記様式第8号から別記様式第15号までの改正規定は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則の施行により新たに宮崎県環境影響評価条例（平成12年宮崎県条例第12号）第2条第2項に規定する対象事業となる事業であつて、次に掲げるもの（この規則の施行の日（以下「施行日」という。）以後その内容の変更（この規則による改正後の宮崎県環境影響評価条例施行規則（以下「改正後の規則」という。）第42条第1項又は第2項の規定による変更を除く。）をせず、又は事業規模を縮小したものに限る。）については、改正後の規則別表第1の5の項の(7)及び(8)の規定は、適用しない。

(1) 施行日前に電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法（平成23年法律第108号）第9条第1項の規定に

- よる認定の申請がなされた事業又は電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法等の一部を改正する法律（平成28年法律第59号）附則第4条第1項、第5条第3項、第6条第3項若しくは第15条第2項のいずれかの規定により同法第2条の規定による改正後の電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法第9条第3項の認定を受けたとみなされる事業
- (2) 施行日前に森林法（昭和26年法律第249号）第10条の2第1項の規定による許可又は農地法（昭和27年法律第229号）第4条第1項若しくは第5条第1項の規定による許可がなされた事業
- (3) 施行日前に電気事業法（昭和39年法律第170号）第47条第1項若しくは第2項の規定による認可の申請又は同法第48条第1項の規定による届出がなされた事業
- (4) 施行日前に補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号）第2条第1項第1号の補助金若しくは同項第2号の負担金又は県が交付する補助金若しくは負担金の交付の決定がなされた事業
- (5) 前各号に掲げるもののほか、施行日前に都市計画法（昭和43年法律第100号）第17条第1項の規定による公告が行われた同法の都市計画に定められた事業